



家畜衛生だより

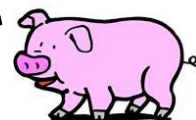
令和3年度第16号 令和3年10月発行

南部家畜防疫協議会
(公社)千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

豚熱ワクチン接種体制が変わります!

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(農林水産大臣公表)の一部改正を受け、千葉県では11月から、現在実施している「家畜防疫員」による接種のほか、知事が認めた民間獣医師である「知事認定獣医師」による豚熱ワクチン接種が可能になります。

令和3年11月からは、どちらか一方を選択してください



※年度の途中で変更することも可能ですので、随時、家保に御相談ください。

	従来どおり 家畜防疫員*による接種	新体制 知事認定獣医師による接種
県に支払う 手数料	豚熱予防注射手数料 290円/頭 (390円/頭から 100円/頭を減免)	豚熱ワクチン交付手数料 50円/頭
獣医師に 支払う 技術料等	(上記に含まれています)	獣医師と各農場で 個別に設定

*家畜防疫員=家畜保健衛生所獣医師及び家畜防疫員に任命された民間獣医師

■豚熱ワクチンは従来どおり県が一括購入・管理します。
農場で購入することはできません。

今後の接種体制意向調査

10/20までに南部家保までお知らせください

農場名:

TEL 04-7092-2304
FAX 04-7092-1434
E-mail nanbukaho@pref.chiba.lg.jp

該当する方に○をつけてください

() 知事認定獣医師の接種を希望する

どちらかに
☑

接種する獣医師がいる ※知事認定獣医師への申請状況を家保から確認します

獣医師名(診療所名) _____

接種を希望するが、獣医師が決まっていない

制度開始後の11月以降に認定獣医師リストを提供します

() 従来どおり、家畜防疫員による接種を希望する